

人吉食べ飲み応援券事業概要

1. 事業の実施主体 人吉市 事業受託：人吉商工会議所
2. 商品券の名称 「人吉食べ飲み応援券」
3. 商品券の概要
 - (1) 発行総額 : 1, 800万円 (1,200万円に50%上乘せ)
 - (2) 販売額 : 1冊=2, 000円 (額面金額: 1, 000円×3枚)
 - (3) 発行セット数・枚数 : 6, 000セット・18, 000枚
 - (4) 販売期間 : 令和3年1月23日～令和3年2月15日
 - (5) 使用期間 : 令和3年3月31日まで
 - (6) 販売方法 : 人吉商工会議所及び指定販売施設
4. 販売
 - (1) 購入者要件：人吉市民または宿泊施設における宿泊者
 - (2) 申込方法：所定の「購入申込書」に記入し現金にて支払う。
 - (3) 支払方法：現金
 - (4) 販売価格 : 1冊2, 000円
 - (5) 購入限度数：人吉市民：1世帯当たり5セットまで
宿泊者：1人当たり2セットまで
 - (6) 返金 : 商品券の返金は不可
5. 取扱店の登録
 - (1) 受付期間：1月4日（月）～1月12日（火）
※1月12日までの登録店はチラシ掲載します。その後も随時受け付けます。
 - (2) 受付場所：人吉商工会議所
 - (3) 登録方法：所定の「登録申請書」による申し込み
※店舗単位の登録とする。
 - (4) 登録資格
 - ①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、総務省「日本標準産業分類」において飲食店又は持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する人吉市内の事業所。ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業所は対象外とする。
 - ア) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項第4号及び第5号に規定する営業を行うもの
 - イ) 業務の内容が公序良俗に反するもの
 - ウ) その他、市が対象外と認めるもの

②新型コロナウイルス感染症対策として、熊本県が定める「感染防止対策チェックリスト」の活用並びに当該チェックリスト及びステッカーを店頭等に掲示し、また、各団体が定める「業種別ガイドライン」に沿って感染症防止対策を徹底する事業所

(5) 登録費：不要

6. 商品券の換金請求

(1) 受付期間 1月25日(月)から4月16日(金)

(2) 受付場所：人吉商工会議所 1階事務所

(3) 請求方法：所定の「請求書」に必要事項を記入し、商品券を添えて請求する。

(4) 支払い方法：口座振込

(5) 換金手数料：無料

7. 取扱店の責務

(1) 加盟していることがわかるようポスター(配付物)を店頭に掲示する。

(2) 特定取引において商品券の受取を拒んではならない。

(3) 商品券の交換、譲渡又は売買を行ってはならない。

(4) 使用済の商品券は、ゴム印等で店名を記載し再使用をしないこと。

(5) 商品券を購入して、直接換金を行わないこと。

(6) 額面未満の使用であっても釣銭は渡さないこと

(7) 有効期間を過ぎた商品券は取扱わないこと。

(8) 偽造された商品券を発見した場合、直ちに受託者へ連絡すること。

(9) 破損した商品券の面積が3分の2未満のものは換金できないこと。

(10) 商品券の盗難、紛失、減失又は偽造等に起因する損失に対して市は責任を負わない。